

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-001	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名 称) 新居浜市長 古川 拓哉						(所在地) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) 別紙のとおり						(住所又は所在地) 別紙のとおり					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる經營 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき金 銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	新居浜市別子山字横道	乙197番5	316	20-2	山林	4.01	スギ	58	2025.3.1	5年 (2030.2.28)	<p>経営管理実施権の 設定は行わない。</p> <p>乙は、森林の多面 的機能を発揮させ るために、存続期間 中に間伐を1回実施 する。</p> <p>乙は、火災、病害 虫及び気象害の予 防のため年1回の 森林の巡視を行う こととし、当該巡 視は林道からの目 視によって判断で きる限りで行う。</p>	<p>経営管理実施権の設 定は行わない。</p> <p>乙は間伐材の搬出・販 売は実施しないこととし、乙から甲への金銭の支 払いは発生しない。</p>	<p>経営管理実施権の設 定は行わない。</p> <p><時期>乙か ら甲に対して金 銭の支払いは 行わない。</p> <p><相手および 方法>乙から 甲に対して金銭 の支払いは行 わない。</p>	経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が經營管理権の設定を受ける森林 (A)									經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	新居浜市別子山字横道	乙197番5	316	20-2	山林	4.01	スギ	58				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 氏名 新居浜市長 古川 拓哉 

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 氏名 別紙のとおり

(記載注意)

- (1) この個別事項は、經營管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

(12) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営柄管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別紙